

## 特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項

大 分 市

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明（以下、「本証明」という。）により、各種支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

### 1. 会社<sup>※1</sup>設立時の登録免許税の減免について

(1) 創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減<sup>※2</sup>を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。設立登記を行う際に、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

※1 株式会社又は合同会社を指します。

※2 資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減されます。

(株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減)

(2) 特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。

(3) 本市（町村）が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

### 2. 創業関連保証の特例について

(1) 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用することが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。

(2) 本市（町村）が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

### 3. 日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げについて

(1) 特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能（別途、審査を受ける必要があります）。

※【日本政策金融公庫】新創業融資制度の取扱い終了について（令和6年4月1日～）

- 当該融資制度が令和6年3月31日をもって終了となりましたので、当該融資制度の優遇措置を受けるために本証明の交付を受ける必要がなくなりました。
- なお、日本政策金融公庫では、同年4月1日より、創業前または創業後税務申告を2期終えていない事業者は、自己資金なく無担保・無保証人で各種融資制度を利用可能です。

●大分市から証明書発行者に対して、発行後の証明書使用状況や創業の状況等のアンケート、聞き取り調査等を実施することがあります。ご協力をお願いいたします。

【証明書に関する問い合わせ先】 大分市 創業経営支援課 TEL097-585-6029